

あわら市告示第117号の2

あわら市暴力団等排除措置要綱を次のように定める。

平成24年12月1日

あわら市長 橋本達也

あわら市暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あわら市暴力団排除条例(平成23年あわら市条例第7号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、市の事務又は事業により暴力団を利することとならないために必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

有資格者 あわら市入札参加資格者名簿に登載された者をいう。

暴力団 暴排条例第2条第1号の暴力団をいう。

暴力団員等 暴排条例第2条第3号の暴力団員等をいう。

(一般競争入札からの排除)

第3条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めようとするときは、あわら市契約に係る指名停止措置要綱(平成16年あわら市訓令第30号。以下「指名停止要綱」という。)第2条第1項(指名停止要綱別表第2第4号から第10号までのいずれかに該当する場合に限る。)の規定により指名を停止されている者(以下「暴力団排除に係る指名停止者」という。)を除外するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第4条 市長は、指名競争入札を行うに際し、暴力団排除に係る指名停止者を指名しないものとする。

2 市長は、暴力団排除に係る指名停止者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(随意契約からの排除)

第5条 市長は、随意契約を行うに際しては、暴力団排除に係る指名停止者をその相手方としないものとする。

(契約の解除)

第6条 市長は、契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方が指名停止要綱

別表第2第4号から第10号までのいずれかに該当するときには契約を解除することができる旨の特約を付すものとする。

(下請負等からの排除)

第7条 市が発注する契約の相手方は、指名停止要綱別表第2第4号から第10号までに掲げる措置要件(有資格者でない場合を含む。)に該当する者に下請けさせ、又は再委託してはならない。下請負人又は再受託者(以下「下請負人等」という。)についても同様とする。

2 市長は、当該契約の相手方が前項に違反する場合は、契約を解除することができる旨の特約を付すものとする。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、暴力団排除に係る指名停止者を構成員又は組合員とする共同企業体又は事業協同組合について準用する。

(指名停止に至らない事由による勧告措置)

第9条 市長は、指名停止要綱第2条第1項(指名停止要綱別表第2第5号から第8号までのいずれかに該当する場合に限る。)の規定による指名停止を行わない場合において、有資格者が暴力団又は暴力団員等であることを知らないで同表第5号から第8号までに規定する行為を行ったと認められるときは、指名審査委員会(あわら市指名審査委員会規程(平成16年あわら市訓令第26号)第1条の指名審査委員会をいう。)の審議を経て、当該有資格者に対し、指名停止要綱第8条の規定による必要な措置の勧告を行うものとする。

2 前項の勧告は、暴力団等排除措置に関する勧告書(様式第1号)により行うものとする。

(不当介入に対する措置)

第10条 市長は、市が発注する契約の相手方が当該契約の履行に当たり、暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに市及び警察に通報するよう指導を行うものとする。

2 前項の規定により指導を行ったにもかかわらず、同項に規定する通報を行わなかった場合は、指名停止要綱第8条の規定による必要な措置の勧告を行うものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の勧告について準用する。

4 市長は、市が発注する契約に係る下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、市及び警察に通報することを指導するよう当該契約の相手方に求めるものとする。

5 市長は、市が発注する契約の相手方又はその下請負人等(以下この項において「契約の相手方等」という。)が不当介入を受けたことにより、当該契約の履行遅延等が発生するおそれがある場合において、当該契約の相手方等が市及び警察へ

の通報を行ったときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等を行うことができる。

6 市長は、市が発注する契約の相手方が第2項の必要な措置の勧告を受けたにもかかわらず、通報を行わなかったときは、指名停止その他市の発注に係る契約からの排除を行うことができる。

(指定管理者等への指導)

第11条 市長は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者をいう。)市が設立した出資法人等に対して、この要綱の規定に準じた措置を取るよう指導するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携の下に行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条、第 10 条関係）

第 号
年 月 日

所 在 地
氏名又は名称
代表者の氏名

殿

あわら市長

暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社（殿）は、あわら市契約に係る指名停止措置要綱の措置要件に該当するおそれがありますので、同要綱第 8 条及びあわら市暴力団等排除措置要綱第 9 条（第 10 条）の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告の内容